

がん病態栄養専門管理栄養士
2014年度第1回認定更新対象者のみなさまへ

がん病態栄養専門管理栄養士制度委員会

[重要なお知らせ]

がん病態栄養専門管理栄養士更新申請に関する症例の代替レポートについて

がん病態栄養専門管理栄養士は「がんの病態における栄養状態の評価、栄養補給、がん病態栄養に関わる教育などの管理能力を有する管理栄養士」を認定する資格であり、日常業務において医療チームに参画し、患者の栄養指導・栄養管理を的確に行うことを重視する観点から、認定更新においても「栄養管理に関する症例レポート」（以下「症例レポート」）5症例の提出を要件としています。

しかしながら現在は、後進の指導や管理業務が中心となり、自らが直接患者にかかわる機会がなく、専ら学生や地域の方々への指導や教育、支援活動等に関わっているため、臨床現場での自験症例が提出できない認定者の救済措置として、更新申請症例と同等の活動実績を有する場合は、代替レポートを提出することで症例を免除する規則を追加することとなりました。

急遽承認された細則のため、代替レポート様式は現在作成中です。

2月中には本会のホームページよりダウンロードできるように準備しておりますので、上記に該当される認定更新希望者は、代替レポート提出の旨を明記して、まずは更新申請料の払込みと症例を除く申請書類を期限内に先にご提出ください。

代替レポートのダウンロード様式がホームページへUP出来ましたら、別途対象者一斉メールでご案内致しますので、後日ご提出下さい。

対象となる方は、がん病態栄養専門管理栄養士として経験年数を重ねたことにより、教育養成等の職につくなど、自身が直接的にがん患者の栄養管理に関わる機会がなくなった場合であり、「業務の多忙」「退職」「病気療養」等は『症例レポート』を提出できない理由として認められません。

[注意]

「長期病気療養」「(法定)育児休業」「家族の介護」「栄養管理に関わらない業務への異動」等は「更新猶予」の対象であり、上記代替レポートの対象にはなりません。

尚、既に別の規則である「更新猶予願い」を提出済みの方は、再度代替レポートの提出をもって更新の申請はできません。

[お問い合わせ] 日本病態栄養学会事務局 電話 03-5363-2361